

返金規約

(紹介手数料の返金について)

- 採用決定者が就業を開始した後、以下の期間内に自己都合により退職した場合、乙（紹介会社等）は甲（依頼者）に対し、支払済みの紹介手数料の一部を以下の基準に基づき返金するものとする。

【返金基準】

退職日までの経過日数	返金割合（税抜金額に対して）
就業開始後 1 ヶ月以内	50%返金
就業開始後 1 ヶ月を超え 2 ヶ月以内	25%返金
就業開始後 2 ヶ月を超え 6 ヶ月以内	10%返金
6 か月以降	返金なし

- 返金額には、上記返金割合に応じた消費税相当額を含むものとする。
- 返金時の振込手数料は、乙が負担するものとする。

【返金対象外となるケース（例外事項）】

以下のいずれかに該当する場合、乙は紹介手数料の返金義務を負わないものとする。

- 採用決定者の退職理由が、甲の提示した労働条件と著しく異なることに起因する場合
- 採用決定者の退職が、甲の都合によるものである場合（例：部署の廃止、業績悪化に伴う解雇等）

【返金請求の手続き】

- 甲が返金を希望する場合は、退職日から 30 日以内に乙に対して、書面または電子メールにて通知するものとする。
- 期限内に通知がなされなかった場合、乙は返金義務を負わない。
-

株式会社あつまるホールディングス